

2011年春闘方針（草案）

I 11春闘を組織するにあたって

- 1 世界的経済危機は混迷の度合いを深め、その解決の糸口はまったく見えていません。非正規、正規を問わず多くの労働者の雇用が脅かされており、失業率は最悪の状況です。雇用不安を背景に労働条件、賃金も低下しています。雇用と職域の確保、賃金・労働条件の引き上げをたたかいます。
- 2 国際競争力強化という名目で港湾の集約がすすめられ、港湾労働者の雇用が脅かされようとしています。全国港湾を軸とした産業別闘争を強化し、企業の枠を超えた働くルール確立のために港湾の制度政策要求をたたかいます。行政交渉、地元出身議員への要請行動など政策実現のため創意工夫を凝らした取り組みとストライキも含めた大衆行動を背景に、働きやすい港、安心・安全の港づくりを求めています。
- 3 菅連立政権は2009年の政権交代で掲げた「国民生活第一」の政策を転換し、外需依存経済の促進、大企業優先の政策を進めようとしています。派遣法の抜本改正、医療、介護、年金などの社会保障・福祉の拡充などの国民的諸課題が国会の混乱の中で置き去りにされようとしています。派遣法抜本改正など国民的諸課題の実現とともに、日米軍事同盟、基地強化などに反対する反戦平和のたたかいを取り組みます。
- 4 全組合員が一丸となって組織の強化拡大を取り組み、全港湾をさらに強く、大きくするために奮闘します。また、争議分会の解決を求めるたたかいを取り組みます。大衆路線を強化し、全組合員が参加する春闘を取り組む中で組織の強化拡大につなげます。

II 情勢の特徴について

1 国際情勢

- (1) 米国経済は減速傾向に陥っています。2009年10月～12月期の経済成長率（GDP）の年率は前年同期比5.0%増でしたが、2010年にはいって1月～3月期では3.7%増、4月～6月期では1.7%増と成長幅が減速、停滞に向かっています。失業率も9.6%で高止まりしています。米労働省就業統計で非農業就業者が9.5万人減少、しかも4ヵ月連続減少となっています。

チェンジをスローガンに登場したオバマ政権は、景気対策、雇用対策において結果が出せず、11月の中間選挙で民主党は歴史的ともいえる大敗を喫しました。全議席が改選となる下院では野党が238議席を獲得しましたが民主党は183議席にとどまる結果となりました。上院は半数の改選で、非改選も含め51議席でかろうじて過半数を維持しましたが、オバマ政権にとって政権運営はきわめて難しくなっています。

- (2) また、対外政策でも米軍が撤退したイラクではテロによる犠牲者が相次ぎ混乱が続く、米軍を増派し早期決着をめざしたアフガン戦争も今年すでに米兵死者が580

人に達し、犠牲者数は過去最大となっています。アフガン戦争はベトナム戦争より長期化し、10年を超えようとしており、国内批判も高まっています。

米国経済の衰退は単独世界支配の終焉という結果につながっています。米財政責任委員会の11月の報告書では「借金、欠陥と国防」と題し、在外駐留米軍の3分の1を縮小と予算削減を求めています。

- (3) 米連邦準備制度理事会（FRB）は11月にも追加国債49兆円の購入を決定し、大幅な金融緩和策を続けています。大量のドル紙幣発行が急激なドル安につながっています。一方EUもギリシャに続きアイルランドが財政危機に陥っています。救済のために10兆円の支援が決定されましたが、ポルトガルの危機も表面化しており、EUの危機も深刻です。

世界的な経済危機とドルを中心とした為替制度、そしてユーロの危機によって急激な円高が進んできました。日本は国際競争力の強化で乗り切ろうと躍起ですが、国際競争は際限なく終末まで続くようなデスマッチの様相を呈してきています。

このような情勢にあって、ギリシャ労働者は公務員合理化に対決してたたかい、フランスの労働者は年金改悪にストライキを打ちぬき、ポルトガル労働者は11月にゼネストを決行しました。労働者、勤労者へのしわ寄せによって、この経済危機を乗り切ろうとする目論見に対するたたかいは始まっています。

- (4) 20カ国地域首脳会合（G20）が11月11日ソウルで開催されましたが焦点となっていた世界経済の不均衡是正問題では、先進国と新興国が対立、「通貨切り下げ競争の回避」を明記した首脳宣言を採択することとなりました。

11月中旬、横浜でアジア太平洋経済協力会議（APEC）の閣僚会議、首脳会議が開催されました。アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の進め方として①中国主導、②日本主導、③アメリカ主導で日本が同調した太平洋パートナーシップ協定（TPP）の三つが提案され、検討されていくこととなりました。

- (5) 中国GDPはここ10年間で3倍に膨らみましたが、環境破壊や資源の浪費を踏み台に、労働者の待遇改善を脇においた結果といえます。都市と農村の所得格差は3.3倍にも広がり、農村住民の収入は経済成長に追い付かず、80年代以降労働分配率も下降しています。ここ10年来の労働者のストライキ、農民の暴動や地域紛争はこの経済格差が要因となっています。

中国共産党は「安定した発展」を維持し①個人消費を増やす②所得と経済成長を同率で伸ばす③低所得者の所得増加で貧困人口を減らす④GDP単位でCO2排出量の大幅削減に加え、「海洋権益の維持」を明記した第12次5カ年計画を打ち出しています。

- (6) 2010年9月7日、尖閣諸島付近で操業中の中国漁船が海上保安部の停船勧告を無視、中国漁船船長が逮捕されたことから、日中の貿易や交流の中止にまで発展す

る問題となりました。また、11月1日ロシアの大統領が初めて国後島を訪問、日本政府や元島民の反発に対し、ロシア側は「我が国の領土、国後訪問は内政問題」を強調しました。

11月23日、韓国領の延坪島（ヨンピョン）で大規模な砲撃戦が勃発しました。延坪島は領土問題で双方の食い違いが存在し、北朝鮮の直近に位置する島であったことや延坪島近辺での韓国軍の軍事演習の是非をめぐって両国の対立があったことが背景にあります。しかし、北朝鮮によるこのような軍事行動を容認するわけにはいきません。

近年多発している国境問題や民族紛争の背景に、第二次大戦の戦後処理や朝鮮戦争休戦の問題の解決が先送りされてきたことにも要因があると思われます。

2 国内情勢

- (1) 民主党代表選で党首に再任され登場した第二次菅内閣は、法人税率5%を引き下げようとしています。また、輸出産業優先のTPP（太平洋パートナーシップ協定）参加などを進めようとしており、当面、二国間経済連携協定（EPA）を豪州や韓国との間で早期締結を目指しています。このように輸出企業優遇政策を推進しながら、企業団体献金解禁の検討を進める民主党に対し、企業寄りの姿勢であるとの批判が強まっています。

また、武器関連産業・大企業や経団連の意向を受けて、戦闘機などの他国との共同開発・生産を可能にするために、すべての国への武器輸出を「原則禁止」としていたこれまでの政府見解を見直すとのことが、政府の安全保障会議で了承されていることが明らかとなりました。あわせて、防衛大綱の見直しや憲法調査会の動向をみるならば、極めて危険な方向へ向かっていく懸念があります。

円高・デフレにより日本経済は深刻な状況にあります。加えて、小沢氏の国会招致、尖閣のビデオ流出、柳田法務大臣の国会軽視発言などの内政問題、そして外交面での低い評価により、11月13日の朝日新聞調査による内閣支持率は前月より11.4%減の27.8%に急落しています。

参議院の与野党逆転、いわゆる「ねじれ国会」の中で、政治情勢はきわめて混沌としており、まさに、菅内閣は「内憂外患」の状態にあります。いつ解散、総選挙になってもおかしくありません。

- (2) 2010年4月～6月期の四半期別GDPは実質成長率（物価変動の影響を除く）でも前期比0.4%、年換算1.5%にすぎません。GDPを押し上げているのは、輸出年率25.8%、輸入年率17.4%、民間企業設備投資6.2%で、家計消費や住宅などはマイナスのまま、典型的な外需依存構造となっています。

世界の「通貨安競争」と外需依存による貿易黒字の二つに起因する円高が急加速しているなかで、製造業の大企業の海外移転が進んでいます。経済産業省による「円高の影響に関する緊急ヒアリング」では円高が継続した場合、製造業の4割が「生産工

場、開発拠点を海外に移転」、6割が「海外生産比率の拡大」と回答しています。「海外現地法人四半期調査」では、2010年4～6月期における日本企業の海外現地法人の売上高は、前年同期比39.6%増で2256億8727万ドル、3年連続で前期を上回り海外従業員数も前年同期比8.1%となっています。

自動車、電機など輸出関連大企業を中心に業績は回復し、09年1年間だけで純利益は4兆円から7兆円に急増、内部留保を244兆円から11兆円も増加させています。大企業は09年度手元資金を52兆円保有しつつ、2000年に入って流動性の高い有価証券や手元資金の資産割合を増加させており、行き先のない金があふれかえっているながら、賃金を下げ、下請けをいじめている実態が浮き彫りになっています。このような中で法人税減税など大企業支援策を取る菅内閣の政策は、経済危機の要因となった投機資金を膨らませるだけの結果にしかならないことは明白です。

- (3) 大企業の内部留保が膨大に膨らむ中で、貧困の拡大がとまらない実態があります。国税庁の民間給与実態調査によれば09年の民間労働者給与平均は405.9万円前で前年より23.7万円5.5%下がり、1997年のピークより62万円13%ダウンとなっています。

ここ10年間で雇用者は88万人増加していますが、正規労働者は463万人減少し、非正規労働者は551万人増加しています。国税庁調査では、2009年の年収200万円以下が1099万人(24.5%前年比1.3%増)、300万円以下が1888万人(41.9%前年比2.2%増)と低所得者が増加しています。1997年時点と比較し、200万円以下が当時の813万人から286万人増えており、特に、製造業への派遣が解禁された2003年に900万人を越えてからが加速的に増えています。

厚生労働省の「若者雇用実態調査」によれば、15歳から34歳の青年労働者で自分の収入だけで生活している人は、正規労働者で51.6%、非正規労働者では30.3%に過ぎません。

厚生労働省の就労条件総合調査では、賃金体系に業績評価制度を持つ企業は約半数となり、その多くの企業が評価制度の手直しや「改善」を進めています。マスコミ関係企業や公務、医療などでも業績反映の賃金制度への改変と運用強化が進められています。しかし、このような見直しが実質上大幅な賃金引下げとなっており、賃金引下げの手段となっています。

3 港湾をとりまく情勢

- (1) 日通総研がおこなった2010年第3四半期(7月～9月)の企業物流短期動向調査結果によると、外貿コンテナ貨物量は輸出入とも「荷動き指数」のプラス幅が前期(4月～6月)から縮小しており、第4四半期(10月～12月)についてもほとんどの業種で伸び幅は鈍化し、年末から年明けにかけて踊り場に入る(停滞する)可能性を示しました。

しかし、11月に発表した港運関連上場企業22社の今期業績見通しによると、売上高では22社中18社が増収、全体では6.7%増と見込んでいます。経常利益では20社が増益予測で全体では19.4%増の965億円、さらに当期純益では19社が増益となる見通しで、22社全体で23%増の518億円余を予測しています。

10月に発表された邦船三社の業績予想においても、コンテナ船事業が大幅に収益改善、ターミナル部門も堅調に推移しているとして、通期の業績予想を上方修正しています。

- (2) この間の政府の港湾政策は、財政削減をしつつ国際競争力を強化しようとするもので、8月に国際コンテナ戦略港湾を選定し現在国際バルク戦略港湾の選定を進めるなど「選択と集中」を進めてきました。

そして第三のスキーム(計画)として日本海拠点港湾の選定を進めており、11年春には結論を出すとしています。具体的には新潟港、伏木港、秋田港が拠点港を目指すべくビジョンを策定し関係者への要望活動などを展開しています。

また、公設民営の考え方のもとに港湾経営に関する業務に民の視点を取りこみ(民間資金の導入)により港湾経営に関する業務を一元的に担う港湾経営会社の設立など、港湾の民営化を進めるために港湾法の改正を進めようとしています。

今後、選択されたコンテナ・バルク港湾における作業体制がどうなっていくのか、既存の港運事業者・港湾労働者にとっての職域と就労に対する影響が今後明確になってくることとなります。また重要港湾103港のなかでの重点港湾43港選定による問題点も具体化してくることとなります。

4 海コン、トラックの状況

- (1) トラック協会による4半期ごとの景況感調査によると93年の調査以来過去最悪と結果となっています。国内貨物輸送量は09年で前年比6.3%減(08年は4.6%減)で40年ぶりに50億トンを下回る見込みです。

トラックの事業者数は、1990年の規制緩和以後毎年1500社が参入し、撤退する事業者を差し引いても1000社ずつ増加してきました。しかし、2006年から増加傾向は鈍化し、2008年度末には景気後退の影響を受け230社が減少し、62900社となっています。

- (2) 2009年1年間の交通事故のうちトラックが第一当事者の事故は全体の約10%73万6700件で、同じくトラックが第一当事者の死亡事故も全体の10%366件発生しています。2000年の死亡事故727件(交通事故11万8千件)から見ると減少の傾向ですが、よりいっそう安全運行の対策が必要です。

- (3) 全港湾が30年来の取組みをしてきた海コン安全運送法の制定の取り組みは、政府による閣議決定がなされ、「国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律(案)」(以下海コン安全運送法案という)が国会に上程されました。しかし、2010年7月参院選での与野党逆転により国会運営が難しくなったことか

ら、臨時国会の閉会とともに廃案となりました。現在、再上程に向けて取り組みが進められています。

- (4) 12月にはITFの作業部会において国際基準作りの取り組みが検討されました。また、2011年2月21日～22日ジュネーブにおいて「コンテナ貨物の積載に関連するサプライチェーンに関するグローバル対話フォーラム」(ILO三者会議)が開催されようとしています。

5 各労働団体の取り組み

- (1) 連合は、20011年春闘を、日本経済・社会の閉塞感を打破し、希望と安心の社会を作るために、低下し続ける賃金の復元をめざし、定昇確保に加え給与総額ベースの1%(3000円程度)引き上げを要求しています。平均賃金はピークだった1997年から正規労働者で5.1%下がっており、5年で97年水準に到達させることを目指しています。中小企業労組で賃金カーブ算定が困難な場合は、カーブ維持相当分の目安を「4500円」に設定したうえで、賃金改善分としての1%を目安に交渉を展開させるとしています。

また、「すべての労働者の処遇改善の取り組み」にむけた2年目のたたかいとして、格差是正の観点から非正規労働者労働条件改善の取り組みを重視することし、時間給100円の金額の実現、非正規社員の賃金を正社員に近づけるために時給換算で正社員を上回り時給40円引き上げを目指します。

- (2) 全労連は「目に見え、音に聞こえる春闘を作り出そう」、「まず要求を出すこと。要求提出率が7割をきるような状況を克服しよう」とよびかけ、①非正規労働者の労働条件改善を重視し、すべての労働者の賃上げと雇用の安定、働き続けられる労働条件の整備、②最賃闘争、公契約運動と連携し最低基準(ナショナルミニマム作り)のたたかい、③「雇用守れ、仕事よこせ」の社会運動、④雇用の安定と社会保障拡充による制度改善、を取り組むこととしています。
- (3) 交運労協は、交通基本法の制定を基本として、税負担軽減など交通体系整備要求、安全対策、防犯対策、環境対策、利用促進、需給調整規制問題、バリアフリー対策などの政府要求を取り組む。また、高速道路無料化に対しては、関連産業への影響を考慮し慎重な取り組みを求めています。2月下旬に政策要求を提出し、3月4日(金)に総決起集会を予定しています。
- (4) 全国港湾は、1月18日～19日に第3回中央委員会を開催し、春闘方針(制度要求の項参照)を確立し、1月26日に要求書を提出、3月～4月で制度要求をたたかうこととしています。

Ⅲ 具体的な要求について

1 労働条件の引き上げ

- (1) 賃金引き上げの要求額は、「基本給一律10,000円」を基本に職場討議をおこ

ない、第32回中央委員会で決定します。

(2) 初任給については地方毎に要求額を決定したたかいます。また、企業内における雇用形態のいかんにかかわらず均等待遇実現のために、企業内最低賃金協定を締結します。

(3) トラック労働者の地域別最低賃金のたたかいは交運労協をはじめ他の労働組合と共闘してたたかいます。

(4) 労働時間短縮

① 8・7・45（拘束8時間、実働7時間、月時間外45時間以内）を順守し、年間1800時間労働を達成します。

- ・ 8・7・45を順守できるように、常用労働者の補充をおこないます。一時的に企業が自ら雇用する常用労働者以外の労働者を雇用する場合は、組合の承認にもとづくものとします。

- ・ 近年ワーク・ライフ・バランス（人間的生活のための最低休息时间）が重要視され、EUでは1日のうち最低連続11時間の休息時間が認められています。当面、1日の労働につき10時間の休息時間を要求します。また、可能なところから交代制導入をします。

- ・ 時間外労働60時間以上の時間外手当は事業所規模にかかわらず、すべて5割増にし、休暇の付与を原則とします。

② 休日・休暇は次のとおりとします。

- ・ 週休2日制の確立をはかります。

- ・ 「国民の祝日に関する法律」による休日、メーデー（5月1日）は、休日とします。

- ・ 12月30日から1月4日までを年末年始特別有給休日とします。

- ・ 休日の作業を実施するに当たっては前日までに組合と事前協議を行うこととします。

- ・ 休日出勤をした場合必ず代休を取ることにします。会社都合による振替休日は認めません。

③ 年次有給休暇の獲得（最低18日、7年半で25日以上）と完全消化をとりくみます。

④ 厚生労働大臣告示にもとづき、トラック労働者の労働時間規制をとりくみます。

(5) 定年（雇用）延長の取り組み

① 定年を65歳とするよう要求します。定年延長にあたっては身分変更や労働条件引き下げを行わないことを基本とします。

② 65歳定年をすぐに獲得できない場合は、最低でも厚生年金支給開始年齢に合わせて定年を引き上げるようにし、高年齢者雇用対策をすすめるとともに、組合員として組織します。また60歳賃金の80%以上を確保するようにします。

(6) 退職金引き上げの取り組み

- ① 退職金は、勤続30年＝1,600万円以上、勤続35年＝2,000万円以上、勤続40年＝2,400万円以上とします。なお、勤続30年未満の勤続者については30年勤続を基準に金額を算出します。
 - ② 定額制をスライド制に要求を取り組んできましたが、現状の賃金引上げ状況を勘案し、スライド制が退職金の引き下げにつながるような場合は、定額制で引き上げをはかります。
 - ③ 自己都合退職時の減額条項のあるところは廃止します。
 - ④ 「中退金」への加入などにより退職金の確保を図ります。
- (7) 退職者の補充、労災企業補償引き上げなどの要求を地方ごとにたたかいます。特に、団塊の世代が定年を迎えたあとの労働力の計画的な確保について労使協議し、作業要員と組合員の確保を取り組みます。
- (8) 労働協約の締結、点検、順守活動

- ① 合理化や企業再編、人事問題に対する事前協議制などについて労働協約モデル案を参照して、協約を獲得するようたたかいます。
- ② 港湾産別協定と支部の労働協約の整合性を図り、産別闘争が統一してたたかえるようにします。

2 港湾労働者のたたかい

第81回定期大会において、港湾産別制度政策要求について確認しました。大会以降の取り組みの中で一定の前進あった項目も踏まえ下記の課題で取り組みます。

(1) 制度要求について

- ① 雇用と就労の安定並びに労働環境整備については、政策要求としての認可料金制が取り込まれるとともに、日港協として元請けに対して指導するという確認にもとづき、適正料金を求めます。また、雇用・就労のために事前協議制度の適正な運営をすすめる確認に基づき事前協議の適正な運営を求めます。
- ② 現行月額157,600円（日額6,310円）の産別賃金を、月額185,000円（日額8,410円、時給1,200円）に引き上げを要求するとともに、全国の港湾に適用させることと、港湾に働く非正規も含むすべての労働者に適用することを求めます。また、基準賃金355,400円を個別賃金へ反映させるよう取り組みます。
- ③ 港湾年金の登録復活については、10月27日予備調査を行うことを確認しました。これまでの港湾年金対象事業者については、業側の進める予備調査を点検し、確認します。港湾年金対象外事業者について、港湾年金制度に加入することの同意を取り付けることとします。
- ④ 石綿対策については、基金の財源については労使政策委員会で、補償の前払い一時金の支払いを求めます。また、国の責任を追及し、国の責任による補償制度の

確立を求めてたたかいます。また、国家賠償を求める訴訟準備を行います。

- ⑤ 港湾労働運営基金（コンテナ1トンあたり1円）は2011年3月が協定期限と なっていますが、港湾労働運営基金の継続を求めるとともに、この基金の使途に ついてアスベスト基金として活用することを要求します。
- ⑥ 港湾労働法の全港全職種適用の条件の一つは、港運労使の合意となっています。 政策闘争と合わせて、中央労使で全国適用の確認を取ることを目指します。
- ⑦ 地区協議体制の確立について、各地区港湾と連携し地方港運協会との団体交渉権 の確立を目指します。
- ⑧ 年末年始については、11月段階で休日化にするとの合意に達し、具体的な休日 化実施の諸条件については今後継続して協議をすすめます。
- ⑨ 週休二日制を全国に適用することを取り組みます。

（2）政策要求

全国港湾は2011年春闘では、政治四課題として「①認可料金②港労法全国全 職種適用③非指定港の指定港化④石綿被害の救済」を求めてたたかうとしていま す。加えて全港湾としても、この間、港湾法改正および港湾管理の民営化の影響 などの課題を提起してきました。2011春闘は政策闘争を重視し、港湾産別全 体の力でたたかいを取り組むこととし、具体的には下記の課題を取り組みます。

- ① 規制緩和による届け出料金によって港湾労働者の労働条件に悪影響が出ています。 規制緩和の反省に基づき認可料金制に戻すこと。
- ② 港湾運送事業法という規制がありながら一部の特定の港だけがその規制から逃れ て、例外的な無法状態での港湾荷役を行っており、ダンピング競争の元凶となっ ています。港湾運送事業法上の基準を満たす全ての港湾を指定港とすること。特 に三島川之江港（愛媛県）、志布志港（鹿児島県）、常陸那珂港（茨城県）につい て早急に港湾運送事業法の指定港にすること。
- ③ 戦略港湾政策など、国際競争力だけに目を向けた港湾政策は港湾労働者の雇用と 福祉を脅かしかねない問題を内包しています。強まる波動性に対し港湾の安定的 運営を実現し、効率化だけが優先される中で安全と福祉を充実させ、港湾政策遂 行に対し何よりも雇用確保を重視させるためにも、港湾労働法を全港全職種に適 用すること。
- ④ 港湾労働者の石綿被害を補償すること。
- ⑤ 国際戦略港湾政策の影響は選定された港、選定から漏れた港のいずれにも雇用と 就労への影響が懸念されます。国際戦略港湾政策による雇用と就労に対する対策 を要求するとともに、重点港湾への絞込みから外れた港湾の雇用と就労へ影響に 対する対策を講ずることを要求します。また、港湾の民営化により港湾の安定運 営や雇用を損なうことにつながる懸念があります。このような「港湾運営を不安 定にさせ、雇用を損なう要因になるような港湾の民営化」に反対し、このような

「民営化」につながる港湾法改正に反対します。

⑥ 交通政策審議会港湾労働部会審議会委員に港湾労働者の代表を加えること。

3 トラック、海コン労働者のたたかい

- (1) 海コン安全運送法の制定は、ねじれ国会の中で厳しい状況ですが、海上コンテナの安全運送は、海コンドライバーだけでなく多くの市民の生命を守るうえでも緊急課題です。早期の安全運送法案の上程を求め、法成立のために取り組みます。
- (2) 海上コンテナ運送の安全確立のためには国際基準が必要であり、2月に開催されるILOの三者会議など、安全運送体制の国際ルール作りを取り組みます。
- (3) 交運労協や地域トラック共闘とともに条件の整った都道府県から地域別最賃をたたかいます。
- (4) 「改善基準告示」の完全実施をめざして、交運労協で幅広く運動するとともに、各職場において時短を取り組みます。

4 本四架橋闘争について

本四架橋の業務に従事する労働者の雇用確保と近隣港への影響を考慮し本四架橋の料金無料化を行わないことを求めます。

5 労働者ならびに国民的諸課題、反戦平和、憲法擁護のたたかいについて

運動方針にもとづき、労働者ならびに国民的諸課題、日米軍事一体化、米軍再編、自衛隊の海外活動、基地強化などに反対してたたかいます。

- (1) 労働者派遣法抜本改正の取組みをすすめます。
- (2) 医療、介護、年金などの社会保障制度の拡充を要求したたたかいます。
とくに介護問題については関東地本、介護家政職支部を中心に行政交渉を進めてきました。介護関係については、訪問介護事業における介護支援専門員報酬を介護報酬とすることや介護労働者の労働条件を引き上げていくことや公費負担の透明性を確立する上で介護事業所単位の賃金率の報告義務の確立など具体的な課題を整理したうえで、政府要求としていきます。
- (3) 普天間基地辺野古移設反対など、日米軍事一体化、米軍再編、基地強化、自衛隊の海外活動に反対してたたかいます。
- (4) 5・15 沖縄平和行進には青年労働者を中心に積極的に参加し、基地のない沖縄、日米安保条約破棄を求めてたたかいます。今年も全国一般全国協、全日建連帯とともに三単産共闘で取り組みます。

6 統一地方選の取り組み

労働組合にとって要求を実現するためには、議会における政治的な力が必要であり、地方議会は港湾の管理運営にとって大きな影響があります。本年の統一地方選挙では各地方で組織内候補を擁立してたたかうよう努力しますが、組織内候補が擁立できない場合でも労働者の立場に立ち、港湾のことを理解し、全港湾の方針を実現するために努力する議員を増やことを目指し、選挙闘争を取り組みます。

7 組織拡大について

春闘期間中の3月、4月を組織拡大キャンペーン期間とし、労働相談や宣伝活動など、各地方、支部で創意工夫し、組合員が参加をするキャンペーンを実施します。また、争議分会支援の統一行動を取り組みます。

IV たたかいのすすめ方について

1 たたかいの基本姿勢

- (1) 職場を基礎に全国統一闘争を組織し、実力闘争を基本にたたかいをすすめます。
- (2) 全国港湾の制度闘争は、地区港湾に結集し、産別闘争の強化を図ってたたかいます。
- (3) 交運労協の政策要求や諸行動については、全港湾の要求実現のため積極的に共闘します。
- (4) 中小企業労働者、非正規雇用労働者との連帯を強め、地域運動を強化し、可能な共闘をすすめます。
- (5) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全国港湾の要求について別々に分けてスト権を確認することとします。

2 要求書と協定書

- (1) 要求書は中央、地方、支部の連署として提出します。
- (2) 要求書の内容は賃金引き上げとします。
- (3) 中央、地方の統一要求の協定書は、各級機関の委員長印を押印し協定します。

3 闘争日程

- (1) 第3回全国港湾中央委員会 1月18日(火)～19日(水)(シーパレス)
- (2) 全国港湾第1回中央団交 1月26日(水)制度政策要求提出
- (3) 地方春闘討論集会の開催 1月下旬、2月上旬
- (4) 第32回中央委員会 2月16日(水)～17日(木)(シーパレス)
- (5) 要求提出は、3月3日(木)まで
- (6) スト権確立確認は、3月3日(木)まで。
- (7) 回答指定日は、3月30日(水)とし同時に2011春闘の最大の山場として解決を目指し、各地方支部は前段から交渉を積み上げる。なお、3月28日(月)に中央執行委員会を開催し、前段交渉の情報交換のうえ具体的戦術を決定します。
- (8) 回答指定日を山場と位置づけ、3月31日に全国統一ストライキを実施します。
2011春闘の中軸は港湾政策を争点とするたたかいです。春闘における賃金交渉の妥結か否かにかかわらず、港湾産別全体による港湾制度政策要求のストライキを取り組む体制を各地方とも準備すること。

4 闘争体制の確立

- (1) 要求提出後、回答指定日までの間に交渉をすすめ、回答指定日の有額回答を引き上げるたたかいをすすめます。
- (2) 労調法の手続きは中央本部で一括し、3月4日(金)におこないます。

- (3) 妥結については、地本と支部が連絡を取り合い支部及び分会が勝手な妥結をしないようたたかいをすすめます。
- (4) 要求書提出後「全港湾FAXニュース」を毎週金曜日毎に発行し、山場では随時発行し情報交換、教宣活動を強化します。

5 組織拡大キャンペーンの実施

- (1) 3月から4月に組織拡大キャンペーンを実施します。
- (2) 2月下旬、争議分会を包み早期解決を目指す全国統一行動を行います。

以 上